

八戸市総合保健センター貸館案内

区 分			金 額（円） （１時間当たり）
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	2,260
		土休日	2,710
	1,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	2,490
		土休日	2,980
	3,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	2,710
		土休日	3,250
	3,000 円を超える入場料を徴収する場合	平日	3,390
		土休日	4,070
会議室 1			350
会議室 2			350
その他の共用スペース			占用して使用する場合に限り、1 平方メートルにつき 6.9 円
設備、器具等			市長が定める額

備考

- 1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物１回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- 3 入場料を徴収しないが、大ホール、会議室又はその他の共用スペースを、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。
- 4 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※ 施設の空き状況は、保健総務課施設管理グループにご確認ください。